（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令の一部改正）

第三条　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号ホ中「及び沖縄特例通訳案内士」を「、沖縄特例通訳案内士及び福島特例通訳案内士」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第四条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二百二十四条の二第五号及び第二百二十四条の九第三号中「及び地域活性化総合特別区域通訳案内士」を「、地域活性化総合特別区域通訳案内士及び福島特例通訳案内士」に改める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百五十二号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二十四年五月二十九日とする。

経済産業大臣　枝野　幸男
内閣総理大臣　野田　佳彦

検疫法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年五月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百五十三号

検疫法施行令の一部を改正する政令

内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二船舶に対する衛生検査の項中「船舶」の下に「の全部」を加え、「一五、三〇〇円」を「一五、六〇〇円」に、「二二、九〇〇円」を「二三、九〇〇円」に、「二五、四〇〇円」を「二九、四〇〇円」に、「二七、九〇〇円」を「三二、五〇〇円」に、「三七、九〇〇円」を「四四、五〇〇円」に、「五二、一〇〇円（貨物船にあつては、四四、五〇〇円）」に改め、同項の次に次のように加える。

船舶の一部に対する衛生検査	衛生検査を行う部分が船舶の全量の四分の一まで	船舶の全部に対する衛生検査の手数料の額の四分の一に相当する額	
	衛生検査を行う部分が船舶の全量の四分の二まで	船舶の全部に対する衛生検査の手数料の額の四分の二に相当する額	
	衛生検査を行う部分が船舶の全量の四分の三まで	船舶の全部に対する衛生検査の手数料の額の四分の三に相当する額	
	衛生検査を行う部分が船舶の全量の四分の三を超過するとき	船舶の全部に対する衛生検査の手数料の額に相当する額	

別表第二船舶の一部に対する消毒の項中「消毒する」を「消毒を行う」に改め、同表船舶の一部に対するねずみ族の駆除の項及び船舶の一部に対する虫類の駆除の項中「駆除する」を「駆除を行う」に改める。

附　則

この政令は、平成二十四年六月一日から施行する。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

省　令

○総務省令第五十号

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第三の二十一の三の項及び二十九の項並びに別表第五第二十六号の三及び第三十四号の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月二十五日

総務大臣　川端　達夫

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三十項を第三十一項とし、第二十三項から第二十九項までを一項ずつ繰り下げ、第二十二項の次に次の一項を加える。

23　法別表第三の二十一の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十条第七項において準用する通訳案内士法第十八条の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　福島復興再生特別措置法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第二十三条第一項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

三　福島復興再生特別措置法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第二十四条の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　福島復興再生特別措置法第四十条第七項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

五　福島特例通訳案内士の生存の事実の確認

第三条に次の一項を加える。

32　法別表第三の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　福島復興再生特別措置法第二十六条の平成二十三年三月十一日において福島に住所を有していた者その他これに準ずる者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の確認

二　福島復興再生特別措置法第二十六条の平成二十三年三月十一日において福島に住所を有していた者その他これに準ずる者の氏名又は住所の変更の事実の確認